

ホームページ公開用

令和5年第2回

定 例 会 議 事 録

開会：令和5年11月9日

安房郡市広域市町村圏事務組合

令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会議事録

1. 令和5年11月9日(木) 午後3時30分

1. 鴨川市役所 4階 大会議室

1. 出席議員 8名

1番 太田 浩	2番 石井 敬之
3番 佐々木 久之	4番 庄司 朋代
5番 川上 清	6番 鈴木 直一
7番 青木 悦子	8番 早川 正也

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

理事長 森 正一	副理事長 長谷川孝夫
理事 石井 裕	理事 白石治和
代表監査委員 石井 洋	会計管理者 中山哲也
消防長 笹子 幸男	消防本部次長 須藤和英
消防本部総務課長 上野 章吉	消防本部警防課長 佐久間吉宏
消防本部予防課長 近藤 晃	消防本部総務課長補佐 出口和彦
事務局長 御子 神亨	事務局参事兼水道事業 統合推進室長事務取扱 小高恒夫
事務局水道事業 統合推進室主幹 扇谷 祐介	事務局庶務係長 森 正治
事務局副主幹兼 企画事業係長 吉田和弘	

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第19号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第20号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

日程第5 認定第1号 令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

閉会 午後4時09分

開会宣言

議長（川上清君）

本日は、議員の皆様方には、ご多用のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は議員全員の出席をいただいております。よって、令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。ただちに会議を開きます。

日程の決定

議長（川上清君）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりといたします。

議案の配布

議長（川上清君）

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配布漏れなしと認めます。

出席説明員の報告

議長（川上清君）

本定例会議案審査のため、地方自治法第121条の規定による出席要求に対し、お手元に配布のとおり出席報告がありましたので、ご了承願います。

諸般の報告

議長（川上清君）

この際、諸般の報告を行います。

監査委員から「令和5年度一般会計の6月から9月分に関する出納検査結果」の報告がされております。お手元に配布の書類により、ご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（川上清君）

日程第1「会議録署名議員」の指名を行います。2番議員、石井敬之さん。石井敬之君

はい。

議長（川上清君）

7番議員、青木悦子さん。

青木悦子君

はい。

議長（川上清君）

以上、2名にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長（川上清君）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日と決定したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

提案理由の説明

議長（川上清君）

この際、本定例会の招集につき、提案理由の説明を求めます。

理事長（森正一君）

理事長。

議長（川上清君）

理事長。

理事長（森正一君）

はい。

本日ここに、令和5年組合議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折りにもかかわらず、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いいたします案件は、条例議案と補正予算、決算の認定の計3件でございます。その概要につきまして、ご説明申し上げます。

議案第19号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国が示す火災予防条例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第20号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）」でございますが、歳入歳出予算の補正として歳入歳出それぞれ78万1,000千円を追加し、総額を35億8,459万5,0

00円にしようとするものでございます。また、併せて、ちば消防共同指令センターシステム機器更新事業に係る負担金につきまして、債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

歳出の内容は、人事給与システム及び財務会計システムの改修に係る費用の追加をお願いするものでございます。

最後に、認定第1号「令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」であります。地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見を付して、組合議会の認定をお願いするものです。

以上、簡単ではございますが、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（川上清君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第3 議案第19号 火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議長（川上清君）

日程第3、議案第19号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

内容の説明を求めます。消防長。

消防長（笹子幸男君）

消防長。

消防長（笹子幸男君）

議案第19号についてご説明いたします。議案は、表紙1番「第2回定例会議案」の1ページから5ページとなります。また、表紙2番の「第2回定例会議案説明資料」の1ページから4ページを併せてご覧ください。

定例会議案第19号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、令和5年5月31日付けで「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布され、国が示す火災予防条例の例の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、キュービクル式の燃料固定発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備設置の際、建物等との間に、換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととされておりますが、キュービクル式以外の同設備の設置の際にも、換気、点検及び整備に支障のない距離を必要とする内容に改正しようとするもの。

屋外に設置する蓄電池設備は、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものに限定されておりましたが、急速充電設備も併せて、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体に収められていれば良いとする内容に改正しようとするもの。

蓄電池設備の規制対象の指定に係る単位及び容量の見直し並びに転倒防止措置等について改正しようとするもの。

蓄電池設備を屋外に設置する際、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要がありますが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、この不要とされる要件に新たな要件を追加し改正しようとするもの。

火を使用する設備等の設置の届出のうち、蓄電池設備の届出について「蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く」とする要件を追加し改正しようとするもの。

別表第3厨房設備欄に固体燃料欄を追加し、木炭を燃料とする炭火焼き器を使用する際の機器から離隔距離等を追加し改正しようとするものでございます。

以上で、定例会議案第19号の説明を終わります。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。なお、会議規則第46条により、発言は1件につき、1人2回までとなっておりますので、ご承知おきください。

質疑のある方は発言願います。

庄司朋代議員。

庄司朋代君

はい。

お伺いをさせていただきます。

附則の4のところなんですが、1番最後のところに「同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない」というふうになっております。これが例えば2とか3の附則を見ますと「適合しないものは、規定にかかわらず、従前の例による」ということで大丈夫だろうという言い方は変ですが、問題ないのかなと思うんですが、規程4だけ「規定に適合しないものについて、当該規定は、適用しない」というその違いを教えてくださいませんか。この適合しないものというの、このものが例えばそのちょっとわからないんですが、詳しくなくて申し訳ないんですけども、不勉強で、20キロワット時を超えるものに対して言うのか、そしてそれが安房地域にはもしかしたらないのかなっていうのも併せてですね、教えていただければと

思います。附則の4のところのご説明をお願いします。

消防長（笹子幸男君）

はい、消防長。

議長（川上清君）

消防長。

消防長。

消防長（笹子幸男君）

はい。

お答えいたします。

従前の規定によるものということは、従前に規程、あの以前のものはえつと規程ようするに該当しないということとなっております。

それから20キロワット時以下のもの安房地域には以上のものは一応ないということになっております。

以上です。

庄司朋代君

わかりました。ありがとうございます。

議長（川上清君）

よろしいですか。

庄司朋代君

はい。

議長（川上清君）

ほかに。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第19号「火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第20号 令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）

議長（川上清君）

日程第4、議案第20号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

議案第20号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）」について、ご説明させていただきます。資料は、四角の1番「第2回定例会議案」の6ページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出それぞれ78万1,000円を増額し、総額を35億8,459万5,000円としようとするものでございます。また併せて、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。補正の内容につきましては、ただいまの四角の1番の資料「議案」の10ページから11ページ、四角の2番の資料「第2回定例会議案説明資料」の5ページをお開きください。

歳出予算の補正でございますが、2款「総務費」において、職員の定年退職延長に伴う人事給与システムの改修及びインボイス制度に伴う財務会計システムの改修に係る費用を増額させていただこうとするものでございます。また、この歳出補正予算に係る財源といたしまして、前年度繰越金を増額しようとするものでございます。

続きまして、債務負担行為の追加についてご説明いたします。資料は、同じく四角の1番「議案」の11ページ、四角の2番の資料「議案説明資料」の5ページをご覧ください。

ちば消防共同指令センターは、千葉市ほか10市1町と8つの一部事務組合により共同運用しておりますが、その負担金は千葉市へ支払うこととなっております。今回、令和6年度から令和8年度にかけて、指令システムの全体更新が行われることとなり、この負担金の支出につきましては、令和5年度中に千葉市と協定を結ぶ必要があることから、債務負担行為を設定し、事務事業を円滑に実施しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ご質疑のある方は発言願います。

庄司朋代議員。

庄司朋代君

総務費のですね、財務会計システム改修業務委託料についてお伺いをいたします。インボイス制度に伴って改修を行うということなのですが、今からこれを議決後やっていただけたらと思うんですが、どのくらい時間がかかると言うか、いつ頃から実際には運用できていくのでしょうか。

事務局長（御子神亨君）

事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

はい。

お答えいたします。

大体改修には議決を頂戴したあとにですね、2、3か月ということになります。インボイス制度はご承知のとおりもう10月1日から開始されておりますが、まずなぜこれ、この時期になったかと言いますと、財務会計システムの更新につきましては本年度、新しいシステム更新の予定でしたが、水道の統合等の関係もございまして、延長してございます。

それで検討した中ではですね、前の古いシステムをそのまま継続してですね、使うということになっておりまして、同時にその中でですね、新システムに入れるときにインボイスのものを同時に入れようとしたんですが、その分が予算措置がございませんでしたので、今回入れました。

それでインボイスの対象につきましては、当組合ではですね、ほとんどございませんで、対象になっている歳入につきましては行政財産使用料とかですね、あと公衆電話の使用料とかですね、そういったもの5、6件しかございませんで、もし業者の方からですね、そういった請求があった場合には手書きで対応が可能でございましたので、現在はございませんで手書きで対応しておりますので、2、3か月後にですね、議決をいただいて同システムを導入した暁にはですね、打ち出しで出ると、そういうような形になるかと思えます。

すみません、説明長くなりましたが以上でございます。

庄司朋代君

ありがとうございました。

議長（川上清君）

よろしいですか。

庄司朋代君

はい。

議長（川上清君）

ほかに。

質疑がないようですので、本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。議案第20号「令和5年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 認定第1号 令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長（川上清君）

日程第5、認定第1号「令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

事務局長（御子神亨君）

はい、議長、事務局長。

議長（川上清君）

事務局長。

事務局長（御子神亨君）

はい。

それでは認定第1号「令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」をご説明させていただきます。

まず資料は、四角の1番「第2回定例会議案」の12ページをお開きください。本議案は、令和4年度当組合の一般会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付して、議会の認定をいたごとするものでございます。資料につきましては、別冊1と書かれた「歳入歳出決算書」及び別冊2と書かれました「決算に係る主要な施策の成果に関する報告書」、あと別冊3と書かれました「一般会計決算審査意見書」の3冊でございます。

初めに決算の概要につきまして、別冊1「歳入歳出決算書」によりご説明をいたします。1ページをご覧ください。

令和4年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入決算額33億6,504万8,894円、歳出決算額31億4,356万9,637円、歳入決算額か

ら歳出決算額を差し引いた歳入歳出差引額は、2億2,147万9,257円でした。

このうち、繰越明許費として翌年度へ繰り越した長狭分遣所非常用発電設備設置事業、旧千倉分署解体事業及び富浦分遣所配備の水槽付消防ポンプ自動車購入に係る財源1,923万9,810円を差し引いた実質収支額は、2億223万9,447円となり、前年度と比較いたしますと5.9パーセントの減でした。

次に、32ページから34ページをお開きください。「財産に関する調書」についてご説明いたします。「土地及び建物」につきまして、32ページ、土地の列、合計の欄をご覧ください。所有する土地の地積は、西岬・神戸統合分署建設用地の取得により、前年度より1,494平方メートル増加いたしました。その他、「所有権の持分登記」、「出資による権利」及び34ページの「物品」につきましては、令和4年度中の増減はございませんでした。

決算書の2ページから27ページまでが歳入歳出決算の内容でございますが、説明につきましては、A4版横綴の資料、別冊2「決算に係る主要な施策の成果に関する報告書」によりご説明いたしますので、その1ページをお開きください。款別の歳入決算額につきまして、表の上から順にご説明いたします。表の列の中ほど、「令和4年度決算額」、「収入済額B」の欄が歳入決算額となります。

まず、第1款「分担金及び負担金」でございますが、予算現額30億2,497万1,000円に対しまして、収入済額30億1,554万7,000円、前年度より1億5,213万円、5.3パーセントの増となりました。主な要因は、令和4年度より新たな共同事務として、水道統合支援事務を開始したことなどによるものでございます。

次に、第2款「使用料及び手数料」でございますが、予算現額3,681万9,000円に対しまして、収入済額4,269万6,670円、前年度より120万8,685円、2.8パーセントの減となりました。この要因は火葬場使用料、危険物手数料などの減などによるものでございます。

次に、第4款「県支出金」でございますが、末端給水事業の統合・広域連携に係る調査、検討及び基本計画策定に要する経費に対する補助金として、825万円の交付を受けました。

次に、第5款「繰越金」でございますが、予算現額1億3,287万9,000円に対しまして、収入済額2億1,500万2,118円、前年度より4,907万6,755円、18.6パーセントの減となりました。

次に、第6款「諸収入」でございますが、予算現額1,317万5,00

0円に対しまして、収入済額3,795万3,106円、前年度より928万1,167円、32.4パーセントの増となりました。主な要因は、粗大ごみ処理施設有価物売上代及び新型コロナウイルス感染症患者等の移送に係る負担金の増でございます。

次に、第7款「組合債」でございますが、予算現額1億1,880万円に対しまして4,560万円の借入れを行いました。前年度より2億9,300万円、86.5パーセントの減となっております。新たに借り入れしました組合債は、全て消防事業に係るものでございます。

なお、予算現額と決算額の差額につきましては、4年度から令和5年度に繰り越した事業の財源として6,570万円を繰り越しているためでございます。

以上、歳入合計では、予算現額33億3,526万2,000円に対し、収入済額は33億6,504万8,894円、前年度より2億709万2,934円、5.8パーセントの減となりました。

次に、2ページをお開きください。款別の歳出決算額につきまして、表の上から順にご説明いたします。表の列の中ほど「令和4年度決算額」、「支出済額B」の欄が歳出決算額となります。

第1款「議会費」でございますが、予算現額46万6,000円に対し、支出済額35万5,251円で、前年度とほぼ同額でございます。主な支出内容は、議員報酬などでございます。

次に、第2款「総務費」でございますが、予算現額9,475万8,000円に対しまして、支出済額8,268万8,368円で、前年度とほぼ同額でございます。主な支出内容は、理事及び監査委員の報酬、事務局職員8名分の人件費並びに市町職員の共同研修及び職員採用試験の委託料などでございます。

次に、第4款「衛生費」でございますが、予算現額3億3,512万1,000円に対しまして、支出済額3億1,860万9,656円、前年度より5,802万2,532円、22.3パーセントの増となりました。主な支出内容は、病院群輪番制病院運営事業や夜間救急診療事業などの実施に係る委託料、火葬場及び粗大ごみ処理施設運営に係る委託料、修繕料、水道事業統合支援事業などでございます。前年度との比較では、火葬場では光熱水費の増に伴う火葬場指定管理業務委託料の増、安房聖苑火葬場における送風機修繕工事、長狭地区火葬場における側溝フェンスの布設替え及び駐車場標示の整備に伴う増、粗大ごみ処理費では、粗大ごみ処理施設の定期修繕について、必要最小限に止めたことによる減、水道事業統合推進費では、新たに水道統合支援業務が共同事務に加わったことによる

職員人件費及び水道事業統合支援業務委託料の増などとなっております。

次に、第5款「消防費」でございますが、予算現額24億4,654万2,900円に対しまして、支出済額22億9,409万9,375円、前年度より3億443万9,019円、11.7パーセントの減となりました。主な支出内容は、消防職員272名に対する人件費をはじめ、消防活動に必要な車両・資機材等の配備に要する費用でございます。前年度との比較では、被服等購入費、建物等修繕料及び備品等修繕料並びに電気使用料の増、天津小湊分遣所建設事業、千倉分署建設事業及び旧天津小湊分遣所解体事業の完了による減などによるものとなっております。また、旧千倉分署解体事業、長狭分遣所非常用発電設備設置事業及び富浦分遣所水槽付消防ポンプ自動車整備事業については、令和5年度に繰越を行っております。

次に、第6款「公債費」でございますが、予算現額4億4,801万9,000円に対しまして、支出済額4億4,781万6,987円、前年度より3,209万5,489円、7.7パーセントの増となりました。過去に借り入れました組合債の償還金でございますが、令和2年度に借入れを行いました組合債の元金償還が始まったことにより増額となっております。

第7款「予備費」でございますが、粗大ごみ処理施設破砕機のベルトコンベアの修繕に充てるために77万円、安房郡市消防本部・館山消防署車庫の修繕に充てるために43万4,900円、感染性産業廃棄物処理委託料に充てるために44万円、合計で164万4,900円の充用を行いました。

以上、歳出合計では、予算現額33億3,526万2,000円に対し、支出済額は31億4,356万9,637円、前年度より2億1,357万73円、6.4パーセントの減となりました。

次の3ページには、一般会計歳出の性質別決算額の状況を、4ページには、各市町別、事業別の負担金決算額の状況を記載してございます。

続きまして、地方債の状況について、ご説明申し上げます。5ページをご覧ください。上段の表、縦の列、左から二列目の合計欄「令和3年度末の現在高」は23億1,537万6,317円でございます。これに、令和4年度中に新たに発行いたしました4,560万円を追加し、令和4年度中に返済した元金4億4,000万1,634円を差し引いた、令和4年度末の地方債残高は、一番右の列の合計欄に記載してございますとおり、19億2,097万4,683円でございます。

続きまして、決算に係る主要な施策の成果について、ご説明をいたします。6ページをお開きください。

はじめに、総務費の主な事業内容でございますが、表の「主要な施策の成果」の欄をご覧ください。総務費の一番上の丸、市町等職員共同研修は、再任用職員研修をはじめ9課程を行い、延べ333名が受講いたしました。

その下の丸、市町等職員採用試験は、圏域内の各市町、三芳水道企業団及び当組合の6団体が参加し、第1回試験を7月10日、第2回試験を9月18日に実施いたしました。合計では、募集人員83名に対し、応募者数は240名、最終合格者は69名でございます。

次に、7ページから8ページをご覧ください。衛生費の主な事業内容でございますが、はじめに救急医療体制を整備する事業といたしまして「病院群輪番制病院運営事業」、「在宅当番医制診療事業」、「夜間急病診療事業」の3つの事業を行っております。受診者数は、病院群輪番制病院運営事業が8,643人、在宅当番医制診療事業が276人、夜間急病診療事業が978人で、市町別内訳は、それぞれ記載のとおりでございます。

8ページの下、「安房地域医療センター救急センター建設事業等補助」でございますが、補助総額1億5,000万円を平成23年度から令和12年度までの20年間で分割交付するもので、1年度当たり750万円の補助を行うものでございます。

次に、9ページをご覧ください。火葬場費につきましては、火葬場施設の管理運営に係るものといたしまして、施設の定期修繕、大気質等の調査及び指定管理業務委託などを行いました。火葬場使用件数は、安房聖苑が1,807件、長狭地区火葬場が635件の合計2,442件でございます。また、市町別内訳は、記載のとおりでございます。

その下の粗大ごみ処理費につきましては、粗大ごみ処理施設の管理運営に係る経費といたしまして、運転等業務委託などを行いました。また、搬入量は856トンで、館山市のみの搬入でございました。なお、粗大ごみ処理施設は令和4年度末で稼働を終了しております。

次に、10ページをご覧ください。水道事業統合推進費につきましては、水道事業の統合に向けた統合基本計画書案及び水道事業経営認可申請書案の作成等を委託したほか、水道事業統合協議会をはじめとした会議を開催いたしました。

次に、11ページをご覧ください。消防費の主な事業内容でございますが、上の丸、消防教育業務推進事業といたしまして、救急救命研修所が実施する研修に2名、消防大学校が実施する研修に1名、千葉県消防学校が実施する研修に31名の職員が参加いたしました。

下の丸、防災基盤整備事業といたしまして、ちば消防共同指令センターの

運営経費負担金及び千葉県消防救急無線設備の維持管理費負担金を支出いたしました。

次に、12ページをご覧ください。上の丸、消防施設等整備事業といたしましては、西岬・神戸統合分署建設に伴う用地購入及び基本実施設計業務、旧千倉分署の解体工事及び長狭分遣所非常用発電設備設置事業を行いました。

下の丸、消防設備等整備事業といたしまして、館山消防署配備の指揮車を更新いたしました。

最後に、13ページをご覧ください。予防業務、救急業務、救助業務及び火災出動の実績を記載しておりますので、ご覧ください。

以上の内容につきまして、令和5年8月24日に監査委員の審査を受けたところ、別冊3の意見書が提出されたものでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

議長（川上清君）

以上で内容の説明を終わります。次に、監査委員から審査意見書が提出されておりますので、石井代表監査委員から報告していただきます。

代表監査委員（石井洋君）

はい、監査委員。

議長（川上清君）

石井代表監査委員。

代表監査委員（石井洋君）

報告いたします。令和4年度の一般会計歳入歳出決算書及びその他政令で定めた書類につきましては、去る令和5年8月24日、太田浩監査委員とともに審査をいたしましたところ、いずれも法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿並びに証書類を精査照合した結果、計数は正確であり、適法かつ効率的に執行されておりましたことを認めましたので、ご報告いたします。

以上で終わります。

議長（川上清君）

以上で監査委員からの報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、ご発言を願います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

これより裁決いたします。認定第1号「令和4年度安房郡市広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算」を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

閉会宣言
議長 (川上清君)

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
よって、令和5年安房郡市広域市町村圏事務組合議会第2回定例会を閉会
いたします。お疲れさまでした。

午後4時09分 閉会